

独立行政法人国立健康・栄養研究所 組織・業務全般の見直し当初案 (説明資料)

平成26年9月25日
厚生労働省大臣官房厚生科学課

1. 中期目標期間の主な取り組みと成果の概要

1 事務・事業の見直し

- 特別用途食品の表示許可試験及び収去試験に係る役割分担の見直し
(平成25年度)
- 特別用途食品の表示許可試験手数料の見直し(平成25年度)
- 栄養情報担当者(NR)認定制度の廃止(平成27年7月予定)

2 組織・運営の見直し

- 医薬基盤研究所との統合(平成27年4月予定)

3 主な成果

- 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究
 - ・「身体活動基準・指針2013」の策定に関する研究及び「エクササイズ ガイド2006」の身体活動量の妥当性に関する大規模介入研究の継続
- 日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究
 - ・国民健康・栄養調査の機能強化及びデータ活用に関する研究
- 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究
 - ・ダイエット関連食品成分(コレウス・フォルスコリ)の安全性評価
- 情報の発信、国際協力
 - ・WHO協力センターの指定

2. 事務及び事業の見直しのポイント

① 国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究

- ・ 重点3分野の研究については、健康・医療戦略等を踏まえ、一部研究計画等を見直した上で、引き続きこれらの研究を実施
- ・ 医薬基盤研究所との統合により、2つの研究所の高度な専門性を融合し、統合によるシナジー効果を最大限発揮するため、「医薬品と食品の相互作用に関する研究」、「生活習慣病の新しい予防法に関する研究」、「健康に関する機能性表示食品の品質評価」を実施
- ・ 国の公衆衛生施策に寄与する研究者を育成するため、課題克服、エビデンス創出等を目指した若手研究者等による関連研究領域の基礎的・独創的・萌芽的研究を実施

2. 事務及び事業の見直しのポイント

② 健康増進法に基づく業務

- ・ 国民健康・栄養調査の集計業務は、引き続き実施
- ・ 特別用途表示の許可試験及び収去試験業務を確実に実施するため、体制の確保・強化を行うとともに、分析技術の確立した試験については、登録試験機関における検査の精度管理に引き続き努める
- ・ 民間試験機関が実施することが可能となった栄養表示に係る収去試験については、消費者庁の検討状況を踏まえつつ、業務の重点化を図る

2. 事務及び事業の見直しのポイント

③ 国際協力・产学連携等対外的な業務

- ・ WHO協力センターとして、アジア地域を中心に国際協力活動を推進
- ・ 产学連携による大学や企業等との共同研究や受託研究等を引き続き推進
- ・ 食育推進基本計画に基づき全国的に食育を推進するため、関係機関・団体等との連携や役割分担の下に、食育推進に資する研究・普及啓発活動を引き続き実施

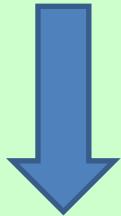
2. 事務及び事業の見直しのポイント

④ 栄養情報担当者(NR)制度について

- ・ NR新規資格取得試験を平成24年6月をもって終了し、一般社団法人日本臨床栄養協会の「NR・サプリメントアドバイザー」制度に移管
- ・ 既存のNR資格取得者に対しては、3年間の更新期間(平成27年7月に完了)までに順次移管予定

3 組織の見直しのポイント

- ・ 独立行政法人医薬基盤研究所と統合
(平成27年4月1日予定)



- ・ 統合に当たり、事務部門を合理化

4 運営の効率化のポイント

- 業務運営体制の整備

医薬基盤研究所との統合に当たり、健康・栄養に関する研究の特性を踏まえつつ、運営体制を合理化

- 電子化の推進

テレビ会議やメール会議等を更に活用するとともに、IT環境を整備

5 財務内容の改善のポイント

- 自己収入の増大

競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けた取り組みを積極的に行う